

一般事業主行動計画
(次世代法・女性活躍推進法一体型)

社会福祉法人白鳳会

男女ともに長く勤められる雇用環境を整備し、すべての職員がいきいきとその能力を発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間
2. 内 容

【目標1】 育児・介護休業に関する諸制度の周知徹底を図る。 (次世代・女性)

(対策) 2025年4月～

- ① 育児・介護休業や短時間勤務・看護等休暇などに関する規程の取り扱いを推進するため、「仕事と育児・介護の両立支援」をテーマに年1回研修会を開催する。
- ② 全職員に対し、制度利用を理由としたハラスメント防止のための研修を年1回実施する。

【目標2】 男性の育児休業又は子の看護等休暇の取得者を2人以上とする。 (次世代・女性)

(対策) 2025年4月～

- ① 育児休業及び子の看護等休暇促進のためのパンフレットを作成する。
- ② 対象者だけでなく、職員全体に周知し、取得しやすい職場環境を構築する。

【目標3】 年次有給休暇の取得日数を年間平均7日以上とする。 (次世代・女性)

(対策) 2025年4月～

- ① 取得状況を把握し、会議等で実態を報告する。
- ② 計画的な取得を勧め、職員の意識改革を行う。

【目標4】 インターシップ等の就業体験機会の提供を促進する。 (次世代)

(対策) 2025年4月～

- ① 高校・大学生等のインターシップ、小中高生の職場体験等の受入れを年2回以上実施する。